

# 統一地方選挙明るい選挙推進福井県本部設置要領

## 1 趣 旨

明るい選挙を実現するためには、すべての県民が統一地方選挙の重要性を認識し、選挙の正しいルールを守りながら進んで投票に参加することが必要である。

本年4月の統一地方選挙に向けて、明るくきれいな選挙の推進運動を強力に展開するために、「統一地方選挙明るい選挙推進福井県本部」（以下「本部」と称する。）を設置する。

## 2 運動の目標

本部は、次に掲げる事項を重点目標として、市町選挙管理委員会および市町明るい選挙推進協議会と密に連携・協力し、広く県下一円に各種の事業を展開する。

- (1) 投票総参加の推進
- (2) きれいな選挙の推進

## 3 本部の設置

本部は、福井県選挙管理委員会室に置く。

## 4 本部の組織

- (1) 本部は、次に掲げるものをもって組織する。  
福井県選挙管理委員会の委員  
福井県明るい選挙推進協議会の委員
- (2) 本部長には、福井県選挙管理委員会の委員長を充てる。
- (3) 副本部長には、福井県明るい選挙推進協議会の会長を充てる。
- (4) 本部の庶務は、福井県選挙管理委員会事務局において行う。

## 5 設置期間

本部の設置期間は、平成31年2月14日（木）から平成31年4月21日（日）までとする。